



各 位

平成30年2月14日

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研 代表者名 代表取締役社長 今 村 篤 (コード番号:4641 東証第一部) 問合せ先 取締役経営企画部長 渡 邉 信 之 (TEL. 045-640-3700)

# 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年3月28日開催予定の当社第37回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 本制度の導入目的等

## (1) 本制度の導入目的

本制度の導入は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して、譲渡制限付株式報酬(以下「本株式報酬」といいます。)を支給することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

## (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して本株式報酬支給のために金銭報酬債権を付与することとなるため、本制度 の導入は、かかる本株式報酬を支給することについて本株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

なお、平成 28 年 3 月 28 日開催の第 35 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬総額は年額 3 億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)の枠内において、固定報酬年 2 億円以内、業績連動報酬年 1 億円以内とご承認をいただき、今日に至っておりますが、本株主総会におきまして、当該報酬総額年 3 億円以内は変更せず、その枠内において、固定報酬年 2 億円以内、業績連動報酬年 50 百万円以内、本株式報酬支給のために付与する金銭報酬債権の額を年 50 百万円以内とすることなどについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、本株式報酬を支給するための金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることにより、対象取締役へ当社普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

また、本株式報酬は向こう1年間の継続勤務に対する報酬の一部として支給するものですが、本制度の導入目的である当社の企業価値向上のためのインセンティブ付与及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を実現するため、後記のとおり譲渡制限期間を設定いたします。

なお、本株式報酬の具体的な支給時期及び支給額については、取締役会において決定いたします。また、社 外取締役に対しては、本株式報酬は支給いたしません。 本制度にもとづき、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年 25,000 株以内といたします。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合等が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と本株式報酬の支給を受ける対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結し、本割当契約により交付された株式(以下「本株式」といいます。)について、本割当契約に定める一定期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)中、自由に譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないものとし、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得するものといたします。本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。本割当契約において定める内容の概要は以下のとおりです。

#### I. 譲渡制限期間

本譲渡制限期間は、本割当株式の交付日から 20 年以上の、取締役会が予め定める期間とし、当該期間 中、対象取締役は本割当株式について譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないものとします。

#### Ⅱ. 地位喪失時の取扱

対象取締役が本譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、業務執行役員、相談役、顧問、使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、その地位喪失につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は本割当株式の全部を無償で取得するものといたします。

#### Ⅲ. 譲渡制限の解除等

当社は、対象取締役が本譲渡制限期間中に継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、業務執行役員、相談役、顧問、使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものといたします。

対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、業務執行役員、相談役、顧問、使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、当該いずれの地位をも喪失した直後の時点で、本株式の払込期日を含む月から当該いずれの地位をも喪失した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の本割当株式について、譲渡制限を解除するものといたします。

また、当社は、上記の定めにもとづき、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとします。

#### IV. その他取締役会で定める事項

上記の他、組織再編等における取り扱い、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の 改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

以上